

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5 年 6 月 15 日

福岡市長 殿

提出者  
住 所 福岡市東区千早4丁目14番40号  
氏 名 医療法人 輝栄会  
理事長 中村 吉孝  
電話番号 092-681-3115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 令和4 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人輝栄会 福岡輝栄会病院
事業場の所在地	福岡市東区千早4丁目14番40号
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	70.00 t	全処理委託量	70.00 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

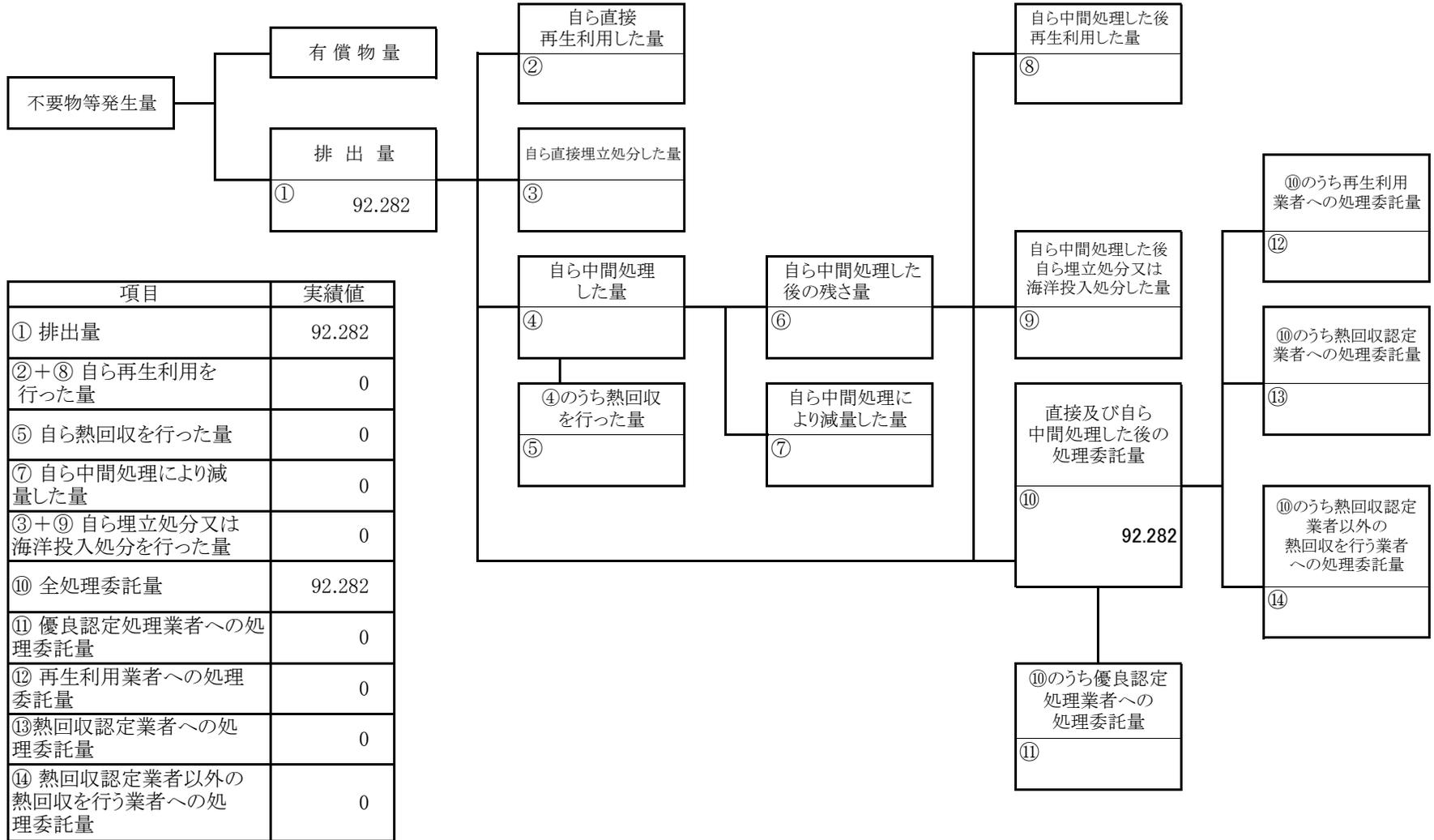
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	69.950 t
	前年度	74.024 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 現状の取組を継続して行う。		

※事務処理欄

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： 感染性廃棄物 )



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業実績値を廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月15日

福岡市長 高島 宗一郎 殿

提出者

住 所 福岡市東区千早4丁目14番40号

氏 名 医療法人 輝栄会

理事長 中村 吉孝

電話番号 092-681-3115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人輝栄会 福岡輝栄会病院
事業場の所在地	福岡市東区千早4丁目14番40号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

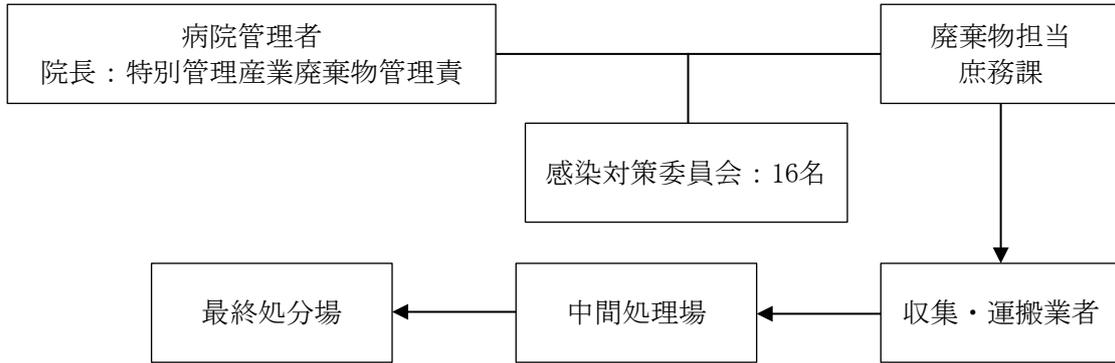
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	259床
③従業員数	450人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	 <p>医療業務によって発生した感染性廃棄物は専用倉庫に一時保管され、収集運搬業者が中間処理場へ運搬し焼却処理を行う。焼却処理後は再処分場にて埋立処理となる。</p>

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	92.282 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別の徹底 ・ 院内ラウンドによる感染性廃棄物の廃棄方法の確認		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	83 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 適切な医療の提供と感染対策等の安全性の確立から削減は困難な面もあるが、引き続き分別の徹底等に取り組み抑制に努める。 ・ 昨年度はコロナ対応もあり排出量が増加した面もあるため、今年度は排出量が減少する見込みである。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 感染性廃棄物はプラスチック容器（鋭利なもの・液状のもの）と、段ボール（固形状のもの）とに分別を行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 現状の取り組みを継続して行う。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	-	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	-	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	-	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	-	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	-	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	-	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	-                      t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	-                      t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	92.282 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・許可証有効性確認		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	83 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・処分場の実地調査等を検討			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和 4 年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	92.282	t
(今後実施する予定の取組等) ・電子マニフェスト導入済み、継続して行う。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入す  
る。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元  
元完工単価（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に  
応  
事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終  
するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入  
す  
と。
- 4 「目ら行つ特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄  
物の種類ごとに、目ら中間処理を行つに際して熱回収を行つた場合における熱回収を行つた特別  
管理  
産業廃棄物の量と、目ら中間処理を行つことによって減量した量について、前年度の実績、  
目  
標  
及  
び取組を記入すること。
- 5 「目ら行つ特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄  
物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行つことにより特別管理の産  
業  
廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種  
類  
ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及  
び  
清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生  
利  
用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1  
項  
の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱  
回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入す  
ること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生  
量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除  
を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関す  
る取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律第  
8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別  
紙  
おり」と記入し、当該欄に記入すべき内容をの  
の  
記入した別紙を添付すること。また、特別管理  
産  
業  
廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおりに」と記入し、  
当  
欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項  
が  
ないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

